

部活動の活動方針

1 学校教育目標

- (1) 高い知性 自ら発信する力を持ち、理性的判断力と国際感覚に富む人材の育成
- (2) 豊かな情操 自他の敬愛心を持ち、新鮮な感受性に富む人材の育成
- (3) 逞しい心身 強固な身体を持ち、積極的実践力に富む人材の育成

2 部活動の基本方針

(1) 基本理念

ア 部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとして、学校教育の一環である。

イ 部活動に参加する生徒にとっては、スポーツ、芸術、文化、科学等の幅広い活動機会を享受できるとともに、体力や技能の向上に資するだけでなく、教科学習とは異なる集団での活動を通じた人間形成の機会である。

ウ 部活動は、多様な生徒が活躍できる場であり、豊かな学校生活を支援し、学校教育目標を実現する責務を有する。

(2) 指導方針

ア 生徒が成長する

部活動担当教員は、参加する生徒自身が喜びと自身の成長を確認できるような指導を心がけること。

イ 自主性、自発性の発揮

部活動担当教員は、生徒一人一人の個性や心身の状態を理解し、生徒が自主性や自発性を発揮できる活動になるよう支援すること。

ウ 学業との両立

部活動担当教員は、短時間で効果が得られる合理的かつ効率的な指導を導入し、学業との両立を生徒に実現させること。

エ 生徒と計画する

部活動担当教員は、生徒との意見交換を通してニーズ・意見を把握し、生徒の主体性を尊重しつつ、活動計画を立てること。

オ 体罰・ハラスメント防止

部活動担当教員は、部活動内の生徒によるいじめや暴力を防止するとともに、生徒の人格と尊厳を大切にされた指導に徹すること。

(3) 活動時間と休養日

ア 課業期間中の平日の練習時間は2時間程度とする。土曜日、日曜日（以下「週末」という。）を含む学校の休業日は3時間程度とする。これを超えて活動する場合であっても、その前後の活動時間を短縮すること等により、過度にならないよう留意する。

- イ 課業期間中は平日に1日以上、週末に1日以上、少なくとも週当たり2日以上の休養日を設けることを基準とする。週末に大会等に参加した場合は、できるだけ早い時期に他の日に休養日を振り替える。
- ウ 長期休業中は、課業期間中の週末の活動時間と休養日の設定に準じた扱いとするが、生徒が十分な休養をとることができるよう、まとまった休養期間を設けること。
- エ 長期休業中の学校閉庁日の期間は、原則として部活動は実施しない。
- オ 定期考査開始の1週間前から考査終了まで、原則として部活動は実施しない。ただし、公式戦等が、考査終了後二回目の日曜日までに実施される場合は、校長の許可により学業に支障のない範囲で活動を認める。

(4) 安全管理と事故防止

ア 施設等の管理

部活動担当教員は、学校の内外に関わらず、部活動を実施する場所や施設、設備、用具において瑕疵がないよう生徒の安全を確保し、安心して心身の鍛錬、技能の向上に励むことができるようにすること。

イ けが等の防止

部活動担当教員は、生徒の体調把握に努め、けがを防止すること。夏季においては暑さ指数（WBGT）等の環境条件に配慮した実践やこまめな水分補給、休憩で、熱中症を防止すること。

ウ 発生時の対応

けが、事故等が発生した場合は、本校「危機対応マニュアル」に従い、速やかに管理職に報告し指示を仰ぐとともに、必要に応じて生徒の安全を最優先し、消防、警察、医療機関等へ連絡を取ること。

けが、事故等が発生した場合は、生徒の保護者に連絡するとともに、担任や養護教諭と情報を共有し、組織的な対応をとること。

(5) 活動計画等の開示

ア 部活動担当教員は、年間の活動計画（活動日、休養日、予定大会、合宿等）、毎月の活動計画（活動日時、場所、休養日、大会、練習試合、合宿等）を生徒、保護者に示し、部活動外のタイムマネジメントに資すること。

イ 部活動担当教員は、部活動の実績や特色を本校ウェブサイト等で積極的に広報し、我孫子高等学校の魅力向上に努めること。